職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和２年３月３０日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第３号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和３３年墨田区条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

２　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項本文の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

付　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。